2023年3月期基準

日本IPO実務検定協会公認

財務報告実務検定
開示様式理解編

重要ポイント
&
精選問題

新日本有限責任監査法人 編著

財務報告の重要ポイントを効率よく学習

豊富な確認問題付きの公式サブテキスト！

LINKAGE
リンケージ・パブリッシング

SAMPLE

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー、開示）することが法令等により義務付けられていますが、この財務報告実務を担うためには、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」等に基づく報告のルールや、報告書類の作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲に学ぶ必要があります。

しかも、財務報告に関係する法令等は頻繁に改正されるとともに、決算早期化の傾向が続いており、開示実務の現場では改正箇所のフォローや決算早期化への実務対応に苦慮する局面も少なくありません。

こうした中、膨大な財務報告の知識を体系的に学習できる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっていますが、当事務局には「受験したいが、仕事が忙しくて十分な勉強時間がとれない」「重要ポイントを効率的に学びたい」といった声がしばしば寄せられます。

そこで、財務報告実務のポイントを効率的に学び「財務報告実務の全体像」をつかんでいただくことを狙いとして作成されているのが本書です。

本書は、広範な財務報告実務を網羅的に解説した財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキストのサブテキストとして、文字通り公式テキストの「ポイント」を整理して解説しています。本書では、財務報告実務や財務報告実務検定・開示様式理解編における重要度に応じて解説に濃淡を施しており、また、単元ごとに設けた択一選択式問題を解くことで知識の定着が図れるよう工夫されています。さらに、第6章においては財務報告実務検定・開示様式理解編と同様の出題スタイルによる問題を掲載し、本試験問題にも慣れていただけるよう配慮しています。

本書が、財務報告実務を効率よく身に付けるとともに、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格に向けた学習の一助となれば幸いです。

最後に、本書の執筆にご尽力いただいたEY新日本有限責任監査法人の皆様、また、本書の出版の機会を与えていただくとともに編集をご担当いただいたリンケージ・パブリッシングの岩村信寿様に感謝の意を表します。

一般社団法人日本IPO 実務検定協会　財務報告実務検定事務局

執筆にあたって

本書は、財務報告の監査実務に従事している公認会計士が、財務報告実[illegible]定・開示様式理解編を受験する方や、検定の受験を志す方以外でも網羅的[illegible]務報告の基礎知識を得たい方に向けて執筆した、財務報告の要点整理本で[illegible]

昨今、上場企業の経理、財務、IR に関する実務担当者やこれらの職[illegible]人にとって、財務報告（「ディスクロージャー」「開示」とも言われることも[illegible]ます）に関する知識の取得やアップデートは欠かせませ[illegible]。そのため財務報告[illegible]関する知識を体系だって学び、その成果を確認すること[illegible]きる財務報告実務検定・開示様式理解編への注目度は年々高まっています。そ[illegible]で、業務が多忙な受験生などから、「受験する前に学んだ知[illegible]整理を行[illegible]」、「財[illegible]告の重要ポイントをもっと効率的に学び[illegible]とい[illegible]いニー[illegible]。

そのため本書は、広範な財務報告実[illegible]羅的に解[illegible]た「財務報[illegible]定・開示様式理解編公式テキスト」のサブテキ[illegible]位置[illegible]、文字通り公式テキストの「要点」を「整理」して解[illegible]る構成を[illegible]つ、財務報告実務検定・開示様式理解編の重要度に応じて[illegible]濃淡を施[illegible]た column（コラム）に実務で有用な情報を盛り込んで、読[illegible]や熟練度[illegible]て利用することを可能にしました。

また、財務報告に[illegible]令等[illegible]繁に[illegible]されますので、本書では今般の企業結合に関する会計基[illegible]の会計[illegible]準等の改正や改正会社法に関するトピ[illegible]ク等を織り込ん[illegible]訂作業を[illegible]っております。

本書[illegible]の財務報告実[illegible]関する学習の一助となれば幸いです。

最後[illegible]書の[illegible]たりお世[illegible]なりました日本 IPO 実務検定協会及びリンケージ[illegible]ブリッ[illegible]集担当諸氏に心から御礼申し上げます。

2022 年 7[illegible]

執筆者一同

第１章　財務報告概論 ―――――― 7

１．【ディスクロージャーの体制と年間スケジュール】重要度Ａ ……… [illegible]

２．【本決算スケジュール】重要度Ａ ……… [illegible]

３．【金融商品取引法①】重要度Ｂ ……… 19

４．【金融商品取引法②】重要度Ｂ ……… [illegible]

第２章　有価証券報告書 ―――――― [illegible]

１．【主要な経営指標等の推移】重要度Ｂ ……… 27

２．【沿革】重要度Ｃ ……… 33

３．【事業の内容】重要度Ｂ ……… [illegible]

４．【関係会社の状況】重要度Ａ ……… [illegible]

５．【従業員の状況】重要度Ａ ……… 43

６．【経営方針、経営環境及び対処すべき課[illegible]重要[illegible] ……… 47

７．【事業等のリスク】重要度[illegible] ……… 48

８．【経営者による財政状態、経営成[illegible]シュ・フロ[illegible]の分析】重要度Ｂ… 49

９．【経営上の重要な[illegible]約等】重要[illegible] ……… 54

10．【研究開発活動[illegible] ……… 55

11．【設備の状況】重要[illegible] ……… 56

12．【株[illegible]等の状況】重要度[illegible] ……… 59

13．[illegible]得等の状況】[illegible]度Ｃ ……… 63

14．【配[illegible]策】[illegible] ……… 64

15．【コー[illegible]ート[illegible]状況等】重要度Ｂ ……… 65

16．【連結貸[illegible]】重要度[illegible] ……… 75

17．【連結損益[illegible]書】重要度Ａ ……… 86

[illegible]包括利[illegible]算書】重要度Ｂ ……… 94

[illegible]【連[illegible]主資本等変動計算書】重要度Ｂ ……… 97

20．【連結[illegible]ッシュ・フロー計算書】重要度Ｂ ……… 98

21．[illegible]企業の前提に関する事項】重要度Ｂ ……… 102

[illegible]【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】重要度Ａ ……… 105

23．【注記事項　連結貸借対照表関係】重要度Ａ ……… 115

24.【注記事項　連結損益計算書関係】重要度Ａ ……………………………… 119
25.【注記事項　連結包括利益計算書関係】重要度Ｃ ……………………… 12[illegible]
26.【注記事項　連結株主資本等変動計算書関係】重要度Ｂ …………… [illegible]
27.【注記事項　連結キャッシュ・フロー計算書関係】重要度Ｂ ……… 126
28.【注記事項　金融商品関係】重要度Ｂ ……………………………………… 128
29.【注記事項　有価証券関係】重要度Ｂ ……………………………………… [illegible]
30.【注記事項　デリバティブ取引関係】重要度Ｂ ………………………… 13[illegible]
31.【注記事項　退職給付関係】重要度Ｂ ……………………………………… 140
32.【注記事項　ストック・オプション等関係】重要度Ｃ ……………… 144
33.【注記事項　税効果会計関係】重要度Ｂ ………………………………… 14[illegible]
34.【注記事項　資産除去債務関係】重要度[illegible] ………………………… [illegible]
35.【注記事項　賃貸等不動産関係】重要度[illegible] ………………………… 147
36.【注記事項　収益認識関係】重要度Ａ ……………………………………… 148
37.【注記事項　セグメント情報】重要度Ａ ………………………………… 152
38.【注記事項　関連当事者情報】重要度Ｂ ………………………………… 158
39.【注記事項　１株当たり情報】重要度[illegible] ……………………………… 161
40.【注記事項　重要な後発事象】重要度Ｃ ………………………………… 166
41.【連結附属明細表　社債明細表】重要度Ｃ ……………………………… 167
42.【連結附属明細表　借入金等明細表】重要度Ｃ ………………………… 168
43.【連結附属明細表　資産除去債務明細表】重要度Ｃ …………………… 169
44.【[illegible]財務諸表　その他】重要度[illegible] ………………………………… 170
45.【単体[illegible]の簡素[illegible]】重要度[illegible] ………………………………………… 171
46.【貸借対照表】重要度Ｃ …………………………………………………… 174
47.【損益計算書】重要度Ｃ …………………………………………………… 175
48.【株主資本等変動計算書】重要度Ｃ ……………………………………… 177
49.【財務諸表注記事項の取扱い】重要度Ｃ ………………………………… 178
50.【注記事項　損益計算書関係】重要度Ｃ ………………………………… 180
51.【注記事項　株主資本等変動計算書関係】重要度Ｂ …………………… 181
52.【注記事項　有価証券関係】重要度Ｃ ……………………………………… 182
53.【附属明細表　有価証券明細表】重要度Ｃ ……………………………… 183

54.【附属明細表　有形固定資産等明細表】重要度Ｂ …………………… 184
55.【附属明細表　引当金明細表】重要度Ｃ …………………… 187
56.【主な資産及び負債の内容】重要度Ｃ …………………… [illegible]
57.【独立監査人の監査報告書】重要度Ｃ …………………… [illegible]89

第３章　四半期報告書、内部統制報告書 ——— [illegible]
1.【四半期報告書】重要度Ｂ …………………… 19[illegible]
2.【財務報告に係る内部統制】重要度Ｃ …………………… 213

第４章　適時開示 ——— 21[illegible]
1.【概論】重要度Ｂ …………………… [illegible]
2.【決算短信】重要度Ｂ …………………… [illegible]22
3.【四半期決算短信】重要度Ｃ …………………… 230
4.【その他の適時開示】重要[illegible] …………………… 232

第５章　会社法 ——— 233
1.【概論】重要度[illegible] …………………… 235
2.【招集通知】重要度[illegible] …………………… 236
3.【事[illegible]報告】重要度Ｂ …………………… 238
4.【[illegible]類及び計算書[illegible]重要度Ｃ …………………… 255
5.【[illegible]告書[illegible]C …………………… 258

第６章　[illegible]編 ——— 259

重要度Ⓐ

２．【本決算スケジュール】

要点整理

- ・本決算スケジュールを作成する場合、まずは会社法の法定スケ[illegible]ルを把握しておくことが重要である。
- ・本決算では、印刷会社、株主名簿管理人、会計監査人（公認会計士又は監査法人）、ディスクロージャー関連部署、証券取[illegible]管轄財務局等との調整が必要となる。
- ・会社法により公開会社は、定時株主総会の[illegible]とも２[illegible]までに株主総会招集通知を発送する必要がある[illegible]
- ・定時株主総会の招集通知に添付さ[illegible]計算書類（[illegible]計算書類）[illegible]会計監査人及び監査役会の監査報告書が[illegible]され[illegible]め、会社法では監査に必要な日数を確保してい[illegible]
- ・有価証券報告書は定時株主[illegible]後に管轄[illegible]に提出されるが、定時株主総会前に提[illegible]すること[illegible]ている。
- ・証券取引所に対[illegible]短信の[illegible]出を[illegible]が、事前に決算発表予定日の登録を求められる。

１　本[illegible]ジュール例

本決算[illegible]、法[illegible]より作成・[illegible]を求められている書類が多く、取締役会等、社内に[illegible]る重要[illegible]いて決裁を受けなければならないことも多いた[illegible]、決算日程[illegible]ューリン[illegible]が重要となる。３月決算を前提とした本決算スケジュール例は[illegible]のとおりであり、実務上は担当部署も記載された、より詳細な[illegible]ール表[illegible]要となる。

SAMPLE

日付	曜日	総会前	[illegible]	[illegible]	印刷会社	株主名簿管理人	証券取引所	財務局	総会前	曜日	日付
[illegible]	日		期末…	棚…	招集通知作成セミナー（2～3月）	招集通知作成セミナー（2～3月）	決算発表予定日連絡			日	3月31日
[illegible]	水									水	4月3日
4月5日	金					株主諸統計表・名簿上位入手				金	4月5日
4月10日	[illegible]				有報作成セミナー					水	4月10日
4月1…	[illegible]					株主名簿CD-ROM 議決権行使書校正				金	4月12日
4月18日	[illegible]	…0週	株主… …合わ…						10週	木	4月18日
4月23日	[illegible]			…算監査（単体）		決算事務連絡（発送物確認等）				火	4月23日
5月1日	水		事業報告・計算書類 提… （監査役・会計…		招… …ックへ					水	5月1日
5月2日	木	8週	株主提案権行… 総会付議事…	決算監査（連結…					8週	木	5月2日
5月8日	水		総会議案…	監査（計…						水	5月8日
5月9日	木	7週			招集… …部チェック戻り				7週	木	5月9日
5月10日	金		決算短… 附属明細… （監査役・会… …査人へ）	…信）						金	5月10日
5月15日	水		取締役会、決算発表（4…			…封筒納入	決算短信TDnet提出 定款変更リリース・ …算取締役会報告			水	5月15日
5月16日	木		決算説明会				…分布状況報告			木	5月16日
5月17日	金				…究部再チ…					金	5月17日
5月22日	水			会計監査人… （取締役会、…						水	5月22日
5月28日	火				招集通知 … …開始					火	5月28日
5月29日	水		監査役監査報告書（事業報告受領後4週間・会計監査人監査報告書受領後1週間）	有報監査報告書 ドラフト入手						水	5月29日
5月30日	木	4週			決… …究部チェック依頼				4週	木	5月30日
6月4日	火		招集通知 納品		招集… 納品 決議通知 研究部チェック…	…開始				火	6月4日
6月11日	火		有報 原稿完成		有報 研究部チェックへ		招集…			火	6月11日
6月12日	水	2週＋1日	株主総会招集取締役会 計算書類等 備置 招集通知HP掲載		決議通知 校了・…	…集通知発送 開始	…成		2週＋1日	水	6月12日
6月13日	木			監査（有報）スタート						木	6月13日
6月14日	金				有報 研究部チェック戻り					金	6月14日
6月18日	火			監査（有報）終了	決議通知 納品	決議通知納入・ 総会後発送物封入開始				火	6月18日
6月20日	木	1週	模擬総会		有報ページレイアウトチェック				1週	木	6月20日
6月21日	金				有報ページレイアウト完了					金	6月21日
6月24日	月				有報校了					月	6月24日
6月26日	水	1日	議決権行使期限（営業時間） 総会会場セッティング		有報提出データ作成	議決権行使書前日集計		有報EDINET仮登録	1日	水	…26日
6月27日	木	当日	株主総会 総会議事録作成、取締役会 議決権行使書集計	監査報告書 （原本）受渡し		決議通知・配当金領収証… 株主通信等発送		議決権行使結果（臨時報告書）EDINET提出	当日	[illegible]	[illegible]
6月28日	金		有報製本・会社保存 有価証券報告書PDF掲載	有報（原本）受渡し		配当金効力発生日	…ト・ガバナ… 員… …独立役… …（代表 者異動…	有報（招集通知・決議通知・定款を添付）、内部統制報… 書、確認書EDINET提出		[illegible]	6月2…

法定の日数が決まっており制約が多い

4週間以内

1週間以内

発送まで十分に間に合うように事業報告・計算書類等を作成

2週間でないことに留意

会社法上、基準となる日

株主情報確定

遅滞なく決算短信をTDnetで提出

通常は、定時株主総会後、有価証券報告書等をEDINETで提出（例外有）

SAMPLE

2　会社法決算に基づく本決算スケジュール

本決算スケジュールを構築していくにあたり、最も制約が多いのが会社法である。取締役の業務執行の結果の報告書ともいえる計算書類を適切に監査する[illegible]、会社法では会計監査人及び監査役の監査に関して、必要な日数を確保[illegible]るためである。

期限	取締役（取締役会）	会計監査人	監査役
期末日	（議決権及び期末配当基準日　）		
四週間以内	計算書類、附属明細書作成	受領	受領
	事業報告、附属明細書作成		[illegible]
	連結計算書類作成	[illegible]	受領
一週間以内	通知	監査[illegible]	通知
	[illegible]	通知	監査報告
	決算取締役会で[illegible]類・連結計[illegible]書類・事業報告・[illegible]細書を[illegible]		
[illegible]	[illegible]会招集[illegible]発送		
[illegible]月以内	[illegible]株主総会を開催		
	定時株主総会決議通知・期末配当金領収証を株主に発送、期末配当金の支払開始		
	定時株主総会議事録、委任状、議決権行使書を本店に備置		

SAMPLE

３　有価証券報告書の提出

有価証券報告書は、金融商品取引法に基づき、通常は定時株主総会終了後[illegible]管轄財務局に提出する。その際、添付書類として、株主総会招集通知、決議通[illegible]場合によっては）定款等も併せて提出することとなる。

なお、定時株主総会提出前に有価証券報告書を提出することも可能[illegible]てい る。この場合、株主総会に提出される有価証券報告書の添付書類に、定時[illegible]会において承認を受け、又は報告しようとする計算書類・事業報告を追加する[illegible]

４　証券取引所への対応

証券取引所に対しては、決算発表の際に決算[illegible]提出する[illegible]算の属する[illegible]の月末までに決算発表日の登録が求めら[illegible]前に[illegible]た決算[illegible]し そうな場合は、証券取引所の担当者に[illegible]調整する[illegible]がある。決[illegible]信以外に、株主分布状況報告書や決算取締役会[illegible]知報[illegible]の取引所の上場会社管理のために使用される報告書、[illegible]レート・[illegible]ス報告書、その他一般投資家に公表される報告書があり、[illegible]の報告書[illegible]する段取りも本決算スケジュールに組み込んでおく必要が[illegible]。

５　その他の関与者[illegible]

株主総[illegible]招集通知等につ[illegible]は原則[illegible]面で株主に送付する必要があるため、印刷会[illegible]が必要である[illegible]た、上場会社においては、証券代行業務を株主名簿[illegible]人に[illegible]いるため、[illegible]主名簿管理人との調整も必要となる。

▶▶▶確認[illegible]

次の各問につ[illegible]その正誤を判定しなさい。

問[illegible]　[illegible]短信[illegible]予定日を登録した以上、その登録日を変更することは許されない。

[illegible]上、[illegible]締役は計算書類及び附属明細書を作成し、会計監査人及び監査[illegible]提出しなければならない。

問３　[illegible]法上、取締役は事業報告及びその附属明細書を作成し、会計監査人及び監査役に提出しなければならない。

問４　有価証券報告書は、必ず定時株主総会の開催後に提出される。

SAMPLE

▶▶▶解説

問1　誤り

上場会社は、証券取引所に決算発表予定日を登録することが求めら[illegible]る。もっとも実際の決算発表日が登録した予定日と前後するこ[illegible]込まれる場合には、証券取引所の担当者と相談の上、調整すること[illegible]る。

問2　正しい

計算書類及び附属明細書は、会計監査人の監査対象であるとともに、監[illegible]役監査の対象になるためである。

問3　誤り

事業報告及びその附属明細書は、監査役[illegible]監査の対[illegible]るのみで[illegible]り、会計監査人の会計監査の対象で[illegible]い。[illegible]め、会[illegible]監査人に提出することは求められ[illegible]い。

問4　誤り

株主総会招集通知よりも[illegible]情報の充実[illegible]価証券報告書を用いて株主の議決権行使を促進し企業[illegible]るコーポ[illegible]・ガバナンスの向上を図るという観点から、定時株主[illegible]会[illegible]有価証券[illegible]書を提出することが可能となってい[illegible]

SAMPLE

重要度 Ⓐ

17.【連結損益計算書】

要点整理

・連結損益計算書は連結財務諸表の一部を構成し、企業集団の一[illegible]経営成績を表している。

・連結損益計算書は一期間の収益と費用、これらの差額で計算される利益を項目ごとに表示している。

・収益と費用の項目は、売上高、売上原価、販売費及[illegible]管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失[illegible]て表示[illegible]

・特定の科目と関係のある注記を記載す[illegible]合に[illegible]注記内容[illegible]との関連が明確になるように、当[illegible]に注記番号[illegible]付す必要があ[illegible]

・「その他」の科目の別掲基準は以下の[illegible]である。

区　分	[illegible]基準
販売費及び一般管理費	・[illegible]費用及び[illegible]繰入額（金額が僅少な場[illegible]を[illegible] ・販[illegible]及び[illegible]管理費の総額の 100 分の 10 超
営業外収益 (費用)	[illegible]業外[illegible](費[illegible]の総額の 100 分の 10 超
特別利益 (損失)	特別[illegible]損失) の総額の 100 分の 10 超

・金[illegible]円又は百万円の[illegible]により記載する。

colu[illegible] [illegible]経理の状況[illegible]冒頭と作成の基準となる規則について

第５　【経理の[illegible]】
１．連結財務諸[illegible]務諸表の作成方法について
(１) 当社の連結財[illegible]は、…
[illegible]諸表[illegible]
[illegible]監査[illegible]ついて
監査法[illegible]を記載

表示方法が財規等の改正により変更された場合、前連結会計年度（前事業年度）は改正前、当連結会計年度（当事業年度）は改正後の連結財規（財規）に基づいて作成されている旨を記載

昨今の新会計基準の導入や基準の改訂等により連結財務諸表規則や財務諸表等規則が随時改訂されている状況である。そのため、【経理の状況】で開示される連結財務諸表等がどの基準に準拠して作成されているかを冒頭の箇所で明示する必要が出てくる。併せて【経理の状況】の冒頭に記載する内容も確認しておきたい。

SAMPLE

【記載例　連結財規様式第五号】	前連結会計年度 （自 令和　年　月　日 至 令和　年　月　日）	当連結会計年度 （自 令和　年　月　日 至 令和　年　月　日）
売上高	×××	×××
売上原価	「1　売上高及び売上原価」参照	
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××
販売費及び一般管理費	「2　販売費及び一般管理費」参照	
・・・・・・・・・		
：	：	：
販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
受取利息	×××	×××
：	：	：
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用	「3　営業外収益及び営業外費用」参照	
支払利息	×××	×××
：	：	：
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
：	：	：
特別利益合計	×××	×××
特別損失	「4　特別利益及び特別損失」参照	
固定資産売却損	×××	×××
：	：	：
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	「5　親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」参照	
当期純利益（又は当期純損失）		
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	×××	×××
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	×××	×××

SAMPLE

1　売上高及び売上原価

事業活動により得た収益とそれに対応する費用を売上高及び売上原価とし、売上高と売上原価の差額は、売上総利益又は売上総損失とする。留意点は以下のとおりである。

勘定科目	留意点
売上高	売上値引及び戻り高を控除した純売上高を記載 連結会計年度において、「収益認識に関する会計基準」等を適用した場合、実務において現在用いられている売上高、売上収益、営業収益等の科目を用いることができる
売上原価	たな卸資産において、収益性の低下により帳簿価額を切下げた場合は、その切下額（洗替法を適用している場合には洗替相当額の金額）を売上原価の内訳項目として区分掲記（連結財務諸表の注記とすることも可。なお、当該金額に重要性が乏しい場合は、区分掲記又は注記をする必要はない）

2　販売費及び一般管理費

（1）総論

販売及び一般管理業務に関連して発生した費用は、販売費及び一般管理費に属する。製造業を前提にすれば、販売費は販売手数料・運搬費等の販売経費及び販売業務に従事する者の人件費等、製造が完了してからユーザーに販売するまでの間に経常的に発生する費用をいい、一般管理費は本社間接部門の経費や人件費等、製造や販売行為以外の活動に関連して経常的に発生する費用をいう。販売費及び一般管理費は、以下のいずれかの方法により表示する。

a　当該費用を示す名称をもって掲記する方法

b　販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及び金額を注記する方法

bの方法を採用した場合の主要な費目とは、退職給付費用及び引当金繰入額（金額が少額であるものを除く）並びにこれら以外の項目で販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超える費目をいう。

SAMPLE

（2）引当金繰入額の区分表示

引当金繰入額は、その設定目的及び引当金繰入額であることを示す名称を[illegible]した科目をもって別に掲記しなければならない。但し、上記（1）bの方法[illegible]る場合における引当金繰入額（その金額が少額であるものを除く）は、[illegible]掲記に代えて、その内容及びその金額を注記することができる。

（3）諸税金の表示

事業税のうち、所得を課税標準としない部分（付加[illegible]割及び資本割）については、原則として営業費用項目として表示する。また、当[illegible]業税の更正、決定等による追徴税額及び還付税額は、当該追徴税[illegible]還付税額[illegible]生が過去の[illegible]謬に起因するか否かによって処理の方法を[illegible]る。

a　事業税の更正、決定等による追[illegible]及び還付税[illegible]の発生が過[illegible]誤謬に起因する場合は、修正再表示を行う。

b　事業税の更正、決定等に[illegible]追徴税額及[illegible]税額の発生が過去の誤謬に起因するものでない場合及び[illegible]がない場合[illegible]営業損益又は営業外損益として表示する。

なお、修正再表示とは[illegible]の[illegible]謬を訂[illegible]、適正な財務諸表を報告することである。

3　営[illegible]収益[illegible]業外費用

（1）総論

営業活動以[illegible]原因から生ずる損益であって特別損益に属しないものを、営業外[illegible]営業[illegible]用の区分に、当該収益又は費用を示す名称をもって表示す[illegible]連結[illegible]年度において、「収益認識に関する会計基準」等を早期適用した場合、顧客との[illegible]から生じる収益と金融要素の影響 (受取利息又は支払利息) については[illegible]計算書に区分表示しないことができる。

SAMPLE

営業外収益	営業外費用	区分掲記の基準
受取利息(※1)	支払利息(※2)	営業外収益（費用）総[illegible]100 分の 10 以下で[illegible]て表示すること[illegible]と認められるときは、[illegible]て（その他項目で）掲記で[illegible]
受取配当金		
有価証券売却益	有価証券売却損	
持分法による投資利益	持分法による投資損失	
その他	その他	

（※１）有価証券利息を含む。
（※２）社債利息を含む。
（※３）〔点線枠〕は、相殺して表示する。
（※４）〔実線枠〕は、相殺して表示することができる。

（2）有価証券の売却損益の表示

有価証券の売却を行った場合の売却[illegible]、有価証券[illegible]保有目的区[illegible]、売却の状況ごとに、営業損益、営業外損益、[illegible]損益[illegible]分に計上する。例えば、売買目的有価証券の売却損益の[illegible]営業外損[illegible]分に純額表示にて計上する（なお、売買を主たる事業として[illegible]営業損益[illegible]に純額表示となる）。また、その他有価証券の売却損益の[illegible]的な損益[illegible]ば特別損益の区分に計上し、売却に経常[illegible]られれ[illegible]業外[illegible]の区分に計上する。

4　特別利益及び特別損[illegible]

（1）[illegible]

特別利[illegible]び特[illegible]属する項[illegible]、それぞれ以下の区分に従い当該利益又は損失を示[illegible]称を[illegible]る。

特別利益	特別損失	区分掲記の基準
固定資産売却[illegible]	固定資産売却損	特別利益（損失）総額の 100 分の 10 以下で一括して表示することが適当と認められるときは、一括して（その他項目で）掲記できる。
[illegible]発生[illegible]	減損損失	
[illegible]の他	災害による損失	
	その他	

（2）[illegible]定資産売却損益の表示

固定資産売却損益の記載については当該固定資産の種類又は内容を、その他

SAMPLE

の項目の記載については当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によって掲記するものとする。但し、当該事項を科目によって表示することが困難な場合は、注記とすることができる。

（3）その他

その他の項目を示す科目は、設備の廃棄による損益（経常的に発生する

除く）、転売以外の目的で取得した有価証券その他の資産の売却又は処分に

損益、企業結合に係る特定勘定の取崩益、企業結合に　交換損益、事業分離における移転損益、支出の効果が期待されなくなったこと　る繰延資産の一時的償却額、通常の取引以外の原因に基づいて発　臨時的損　を記載する

5　親会社株主に帰属する当期純利　親会社株　に帰属する　損失

（1）総論

税金等調整前当期純利益（　の次に、　を記載する。

a　当該連結会計年度に係る　住民税及　税（利益に関連する金額を課税標準とする事業税）

b　税効果会計　法人税　調整

税金等調整前当期純　記の金　加減算した金額を当期純利益（損失）として記載し、更に税金等　前当期純利益（損失）のうち非支配株主持分　額を加減算し　額を親会社株主に帰属する当期純利益（損失）として記載する。

（2）法人税　決定等による納付税額又は還付税額の表示

法人税等の　決定等による納付税額又は還付税額がある場合は、過去の誤謬　るか　によって処理の方法が異なる。

法人税等の更正、決定等による追徴税額及び還付税額の発生が過去の誤謬に起因　場合は、修正再表示する。

b　法人税等の更正、決定等による追徴税額及び還付税額の発生が過去の誤謬に起因するものでない場合は、「法人税、住民税及び事業税」の次にその内容を示す名称を付した科目をもって記載する。但し、金額的重要性が乏しい

場合は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示することができる。

なお、修正再表示とは、前期以前の誤謬を訂正し、適正な財務諸表を報[illegible]ることである。

▶▶▶確認問題

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

問1　売上高は、売上値引及び戻り高を控除した後の純[illegible]をもって記載する。

問2　通常の販売の目的をもって所有するたな卸資産につ[illegible]収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、そ[illegible]額（洗替[illegible]用してい[illegible]場合には、洗替相殺後の金額）を売[illegible]価の[illegible]目として[illegible]る必要がある。

問3　財務担当役員に係る役員報酬は、販[illegible]び[illegible]理費に含まれない。

問4　持分法による投資利益と[illegible]による投[illegible]がある場合には、これらを相殺して表示することが[illegible]。

問5　建物に係る減価償却費を販[illegible]及[illegible]般管理費[illegible]している場合、同一建物に係る減[illegible]販売費[illegible]一般[illegible]理費に計上する。

問6　非支配株主に帰[illegible]利[illegible]、連[illegible]益計算書上の利益の加算項目である。

問7　[illegible]追徴税額があ[illegible]その発生が過去の誤謬に起因するものではなか[illegible]た[illegible]税、住民[illegible]び事業税」の次にその内容を示す名称を付し[illegible]目で[illegible]

SAMPLE

▶▶▶解説

問1　正しい

なお、売上割戻は売上高の控除項目とならない（営業外費用とな[illegible]

問2　誤り

区分掲記の他、連結損益計算書の注記事項として開示すること[illegible]である。

問3　誤り

役員報酬は、販売費及び一般管理費に含まれる[illegible]

問4　正しい

なお、営業外損益の区分に計上される有[illegible]売却損益[illegible]段表示す[illegible]ととなる。

問5　誤り

減損損失は、特別損失として計上[illegible]

問6　誤り

非支配株主に帰属する当[illegible]は、連結[illegible]算書上の利益の控除項目である。

問7　正しい

なお、法人税等[illegible]が重要[illegible]に乏しい場合には、「法人税、住民税及び事業税」[illegible]めて表[illegible]ることができる。

col[illegible]　「非支配株[illegible]帰属する当期純利益」の意義

非支[illegible]に帰属[illegible]利益というと、一見、利益の加算項目とのイメージを抱き[illegible]しかし[illegible]非支配株主に帰属する当期純利益は非支配株主にとっての「[illegible]であるため、連結損益計算書上は利益の控除項目となる（利益の按分）。一[illegible]支配株主に帰属する当期純損失は非支配株主にとっての「損失」[illegible]め、連[illegible]益計算書上は利益（損失）に対する加算項目（控除項目）と[illegible]の按[illegible]。このように、非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に[illegible]する当期純損失は、他の損益項目と加減算の考え方が逆になるという点に留[illegible]必要である。

SAMPLE

【著者プロフィール】

EY ｜ Assurance ｜ Tax ｜ Transactions ｜ Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザ[illegible]などの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサ[illegible]スは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざま[illegible]クホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。[illegible]することで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社[illegible]構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッ[illegible]ーバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各[illegible]ファームは法[illegible]に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤン[illegible]ーバル・[illegible]ッドは、[illegible]の保証有限責任会社であり、顧客サービスは[illegible]ん。詳し[illegible]ey[illegible]をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は[illegible]Y の日本[illegible]ンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、[illegible]ドバイザリー[illegible]スなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp[illegible]ください。

© 2022 Ernst & Yo[illegible] ShinNihon [illegible]C.
All Rights Reserve[illegible]

本書は一般的な参考情報の[illegible]のみ[illegible]作成さ[illegible]ており、会計、税務およびその他の専門的な[illegible]アドバイスを行う[illegible]ではあ[illegible]せん。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY[illegible]ファームは、[illegible]本書を利用したことにより被ったいかなる損害について[illegible]を負いませ[illegible]体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相[illegible]ださ[illegible]

【著者紹介】

監　　修	[illegible]浦　太（みうら・まさる）
[illegible]	[illegible]　淳（すがぬま・あつし） [illegible]雄一（まつもと・ゆういち）
レビュー[illegible]	加藤圭介（かとう・けいすけ）
執筆[illegible]	岩田瑠梨子（いわた・るりこ）　小畑　旭（おばた・あさひ） 小板橋秀徳（こいたばし・ひでのり）　吉澤直隆（よしざわ・なおたか） 中谷真久（なかや・まさひさ）

SAMPLE

2015年 1月18日 初版第1刷発行
2022年 8月 1日 第14刷発行

財務報告実務検定 開示様式理解編 重要ポイント＆精選問題

編 者 EY新日本有限責任監査法人
発行者 岩 村 信 寿
発行所 リンケージ・パブリッシング
〒104-0061
東京都中央区銀座7-17-2
ｱｰｸ銀座ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 6F
TEL 03(4570)7858
FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用、することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。
・本書の著作権は、日本IPO実務検定協会にございます。
・本書の一部または全部をあらゆるデータ（印刷物、電子ファイル、インターネット等）により、複製及び転載、また、第三者へ転売（オークション含む）、譲渡する事を禁じます。